

# 「限定支援：北海道観光ツアー」及び 「限定支援：サハリンモニターツアー」の取扱について

平成 25 年 5 月 17 日

日ロフェリー定期航路利用促進協議会

## 1. 事業の目的

日ロフェリー定期航路利用促進協議会（以下、「協議会」という。）では、日ロフェリー定期航路の利用促進を目的とし、予算の範囲内において北海道若しくはサハリンに 3 泊以上する観光ツアーを対象に正規の往復運賃から割り引く「限定支援：北海道観光ツアー」及び「限定支援：サハリンモニターツアー」を平成 25 年度に実施することとしました。

## 2. 定義

この取扱いにおいて、「限定支援：北海道観光ツアー」とは、北海道に 3 泊以上する観光ツアーを企画・募集・催行する旅行会社に対し、正規の往復乗船運賃から 1 万円を割り引いた乗船券を提供するツアーを指し、「限定支援：サハリンモニターツアー」とは、サハリンに 3 泊以上する観光ツアーを企画・募集・催行する旅行会社に対し、正規の往復乗船運賃から 1 万円を割り引いた乗船券を提供するツアーのことを指します。

## 3. 「限定支援：北海道観光ツアー」について

### (1) ツアーの要件

往路・復路ともに日ロフェリー定期航路を利用し、次の条件を満たしたツアーを対象として、往復割引乗船券（2 等正規運賃 40,000 円から 10,000 円を割り引き（協議会 8,000 円、ハートランドフェリー(株)2,000 円を負担）した乗船券）を発行します。

#### ① 旅行日程

北海道に 3 泊以上する観光ツアーとします。

#### ② 催行人数

1 ツアー当たり 2 名以上とします。

#### ③ フェリー乗船日

**5月29日から6月21日及び9月4日から27日の間にコルサコフを出発するフェリーを利用することとします。帰りのフェリーについては、期間の制限はありません。**

#### ④ レポートの提出

利用状況に関するレポートを旅行会社が作成し、提出してください。

レポートには「利用人数・年齢構成・男女比」「利用者の主な行き先」「利用者の主な渡航目的」「利用者の日ロフェリーに対する意見・要望」等を記載してください。

#### ⑤ 適用除外

他の事業（団体）から補助金等を受けて北海道に渡航する方には適用いたしません。

過去 2 年間に北海道へ渡航したことがある方は適用いたしません。

### (2) 事業対象となる旅行会社

日ロフェリー定期航路を利用した北海道へのツアーを催行した実績のある旅行会社

### (3) 実施方法

① (1)の要件を満たすツアーを企画し、補助を受けようとする場合、ツアーの企画書（行程等）をあらかじめハートランドフェリー(株)へ提出してください（※ツアーパンフレット可）。

② 提出したツアーについて、お客様より応募があった場合には、ハートランドフェリー(株)へ直接チケットの予約・購入を申し込んでください。

③ ツアーが終了した後、利用状況に関するレポートを作成し、すみやかにハートランドフェリー(株)へ提出してください。

(4) 留意事項

- ・未使用の往復乗船券については負担いたしません。
- ・協議会及びハートランドフェリー㈱から運賃の補助を受けていることについて、パンフレット等へ記載するなどにより利用者へ周知してください。
- ・事業の実施は予算の範囲内とし、申請順で処理いたします。**予算の範囲を超えて申請があった場合については、お断りする場合がございます**ので、ご了承ください。予算を上回る可能性がでてきた場合には、ハートランドフェリー㈱を通じて事前にお知らせいたします。

4. 「限定支援：サハリンモニターツアー」について

(1) ツアーの要件

往路・復路ともに日ロフェリー定期航路を利用し、次の条件を満たしたツアーを対象事業として、往復割引乗船券（2等正規運賃 40,000 円から 10,000 円を割引き（協議会 8,000 円、ハートランドフェリー㈱2,000 円を負担）した乗船券）を発行します。

① 旅行日程

サハリンに3泊以上する観光ツアーとします。

② 催行人数

1ツアー当たり2名以上とします。

③ フェリー乗船日

**7月8日から8月26日の間に稚内を出発するフェリーを利用**することとします。帰りのフェリーについては、期間の制限はありません。

④ アンケートの実施

利用者に対してアンケートを実施し、提出してください。

⑤ 適用除外

他の事業（団体）から補助金等を受けてサハリンに渡航する方には適用いたしません。過去2年間にサハリンへ渡航したことがある方には適用いたしません。

(2) 事業対象となる旅行会社

日ロフェリー定期航路を利用したサハリンへのツアーを催行した実績のある旅行会社

(3) 実施方法

- ① (1)の要件を満たすツアーを企画し、補助を受けようとする場合、ツアーの企画書（行程等）をあらかじめハートランドフェリー㈱へ提出してください（※ツアーパンフレット可）。
- ② 提出したツアーについて、お客様より応募があった場合には、ハートランドフェリー㈱へ直接チケットの予約・購入を申し込んでください。  
申込時に提出する名簿には、サハリンへの渡航歴（回数・前回渡航年月日）を記載してください。
- ③ ツアー催行時、別添用紙にて利用者へアンケート調査を実施し、すみやかにハートランドフェリー㈱へ提出してください。

(4) 留意事項

- ・未使用の往復割引乗船券については負担いたしません。
- ・協議会及びハートランドフェリー㈱から運賃の補助を受けていることについて、パンフレット等へ記載するなどにより利用者へ周知してください。
- ・事業の実施は予算の範囲内とし、申請順で処理いたします。**予算の範囲を超えて申請があった場合については、お断りする場合がございます**ので、ご了承ください。予算を上回る可能性がでてきた場合には、ハートランドフェリー㈱を通じて事前にお知らせいたします。